

電子決済等代行業者（センター間通信による eBAgent 提供先）との 契約締結について

当行は、eBAgent（イービーエージェント）を取り扱う以下の電子決済等代行業者との間で、銀行法第 52 条の 61 の 10 で定める事項を含め、契約を締結しています。

1. 契約先の電子決済等代行業者（2019 年 2 月 12 日現在）

事業者名	対象	口座情報の提供	決済指図の伝達	サービス内容	特記事項
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	法人	○	○	eBAgent	

2. 契約締結内容

第 52 条の 61 の 10 で定める契約締結内容は、以下のページをご参照ください。

リンク先は外部の Web サイトです。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

<http://www.ebagent.jp/dendaigyō/index.html>

以上